



特殊車両通行許可申請に係る窓口の取扱業務が変わります

北海道開発局では、これまで全道の各開発建設部で行っていた特殊車両通行許可申請に係る審査を、平成27年4月1日申請分から札幌開発建設部で一括して行います。これにより、申請に係る問い合わせ先や、オンライン申請の提出窓口が一部変更となります。

〈主な変更点〉

	これまで	平成27年4月1日以降は
申請に係る 問い合わせ先	全道の各開発建設部	札幌開発建設部 特殊車両通行許可申請窓口
(北海道開発局の) オンライン申請 の提出先	全道の各開発建設部	札幌開発建設部 (システム上の提出先窓口が札幌1箇所になります)
FD・紙申請 の提出先	全道の各開発建設部	変更なし【※】

【※】札幌以外の開発建設部では提出のあった申請図書の審査を行わず、札幌開発建設部に転送します。許可証の交付は申請図書を提出した開発建設部の窓口で行います。

平成27年4月1日からは、可能な限りオンライン申請をご利用ください。

受付窓口から札幌への書類転送期間が生じないため、FD・紙申請よりも許可までの時間がかかりません。

【オンライン申請ホームページ】 <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

4月1日以降の申請に関するお問い合わせ先

札幌開発建設部 特殊車両通行許可申請窓口

電話 011-611-4160 (注意：4/1から回線が使用できます)

FAX 011-611-4161、4162 (//)

住所 札幌市中央区北2条西19丁目 札幌開発建設部 分庁舎2F

☆電話の他、ご来所いただいての相談が可能です。

☆3月31日までは、従来どおり全道の各開発建設部へ申請・お問い合わせください。